

第十回 参議院厚生委員会會議録第三十一号

昭和二十六年五月二十五日(金曜日)午前十時四十七分開会

本日の会議に付した事件

○覚せい剤取締法案(中山壽彦君外四名発議)

○検疫法案(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○理事(小杉繁安君) 只今から厚生委員会を開きます。

○井上なつと君 ちよつこの際御報告をさせて頂きとうございます。それはほかでもございせんが、一昨日当厚生委員会におきまして、サウス准將の功績に対して感謝をする決議をなすつて頂きましたのでございませうが、その決議文は今朝私が厚生委員会を代表させて頂きまして司令部へお届けいたして参りました。どうぞ厚生委員会の皆様によりしくお伝え申してくれとのことでございます。右御報告申上げます。

○理事(小杉繁安君) 覚せい剤取締法案を議題といたします。御質疑をお願ひいたします。

○有馬英二君 第一章の総則の中の第二条の四に「覚せい剤研究者」というのが、あるのですが、これは覚せい剤というものをこれから研究をして、更に新しい覚せい剤を作るために研究する者であるか、或いは何か

病気を研究するために覚せい剤というものを研究の材料に使う者でありますか、その点一つはつきりとして頂きたいと思ひます。

○法制局参事(中原武夫君) 只今御指摘になりました両方を含むのでござい

○藤森眞治君 この覚せい剤の製造業者から指定医療機関に渡す、こういうことで、中間的には覚せい剤はどこへ置かないという方針がとつてあります。勿論これはこの法案の精神を徹底するためにこの必要があつたと思ひますが、中間に若し覚せい剤を或いは販売業者或いは薬局とかといふところに置きますことによつて、覚せい剤を徹底的に取締ることができないといふことの観点から、中間に置かないといふふうになつておるのであります。発案者にこのことをお聞きしたいと思ひます。

○法制局参事(中原武夫君) 覚せい剤は現在非常な濫用されておりました。覚せい剤のあり場所がわかりますと、手段を選ばずそれが獲得に狂奔するやうな社会情勢になつております。従いましてできるだけ必要な箇所以外には覚せい剤を置かない、こういう趣旨が主なる目的であり、そのほか今後製造されず覚せい剤の数量は極めて微量であること等を勘案して、中間段階の販売業者を省いたのであります。

○藤森眞治君 覚せい剤のあるところがわかるとこれをとるために狂奔するといふことになりますと、医療機関の

ほうにそれが置いてあつても、これがわかると相当やましい問題が起つて来ると思ひますが、これに対しては何かさういふ処置が講ぜられるのですか。

○法制局参事(中原武夫君) 覚せい剤の用途を医療用と研究用だけでは認めるといふ建前にいたしましたので、医療機関と研究機関にはどうしても置かざるを得ないのであります。中間段階の販売業者のところには置かなくとも済むのであります。さういふような意味で中間段階を省いたのでございませうが、只今御質問にありましたような覚せい剤を毒いに来るための防禦措置といふものは何ら考慮してございませ

○藤森眞治君 中間段階に置かないといふことは、これは中間段階に置くことによつてさういふふうな求める者が非常に出て来て狂奔するといふことよりも、むしろ中間段階に置くといふことが取締の徹底を期することができな

い、中間段階に覚せい剤があることが、結局それによつて又市場に氾濫するとかどうとかいふ弊害を起すといふことが主なる目的じゃないですか。

○法制局参事(中原武夫君) さうでございます。

○有馬英二君 覚せい剤を取締る上において、取締員でありますか、「当該職員をして覚せい剤製造業者の製造所」云々といふことが書いてあるのですが、これは覚せい剤を製造するといふことを表向きにやつておるところの

製造所、その他病院或いは診療所、研究所というところには立ち入りせるといふことが書いてあるのですが、ひそかに製造しておるといふところには、これは立ち入ることがやはりできるのでありますか、その点を一つ……。

○法制局参事(中原武夫君) この法案の取締に當る機関は二つございませう。一つは、三十三條に書いてあります事業監視員をして當らしめる。これは一般行政監督上の権限だけを持つ。只今御指摘になりましたような犯罪捜査のために取締をする場合には、一般司法警察官が當る。さういふこととしたのであります。その点は麻薬取締官が行政取締の面においても又犯罪捜査の面においても、両方の資格で行動するのと建前を異にしております。

○有馬英二君 どうもちよつとわかりかねるのですが、建前を変えてあるといふことはどういふことを意味するのですか。つまり麻薬取締法よりこのほうが厳しいといふのですか、最もえらく厳しく監督するといふことを意味するものかどうか。

○法制局参事(中原武夫君) 麻薬の取締は国が統一的にやつており、麻薬取締官という機関を全国的に國の責任において配置しておるのであります。さういふ機関を同時に使うことも考えたのであります。現在の麻薬取締官の陣容では、覚せい剤の取締まで手を出すことが不可能であります。麻薬取締官に代えて、麻薬取締官と同じような制度を作るとなりますと、龐大な予算

が必要になつて参るのであります。そのために現在各都道府県及び本省に配属されております事業監視員をして行政取締の面は當らせよう、さういふことにしたわけでありませう。

○有馬英二君 今の御答弁で大体わかりましたが、それで十分監督がなし得られるものでありませうか。

○法制局参事(中原武夫君) 現在でも覚せい剤の取締は司法警察官が主としてやつておるのであります。前に御説明いたしましたように、不法所持の禁止規定がないために、違反者を発見してもこれを検挙できないといふ盲点があるために、現在の司法警察官の活動が制限されておるわけでありませう。その盲点を塞ぎまして、十分に司法警察官が活動できるようにいたしますならば、取締の点において徹底が期せられる、万全が期せられると考へております。

○理事(小杉繁安君) 質問ございませんか。ほかに御質問がございませんか。ほかに御発言がございませんか。ですから、質疑は尽きましたものと認めますして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(小杉繁安君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入りませう。御意見のおありのかたは賛否を明らかにいたしてお述べを願ひます。

○井上なつと君 討論を省略いたします。直ちに採決せられんことと動議を提出いたします。

○理事(小杉繁安君) 井上委員の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(小杉繁安君) ではこれより採決に入ります。寛政、刑罰法を原案の通り可決することに賛成のかは御起立をお願いします。

〔議員起立〕

○理事(小杉繁安君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決することと決定いたしました。それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

- 井上なつゑ 有馬 英二
- 中山 善彦 石原幹市郎
- 河崎 ナツ 藤森 眞治
- 松原 一彦 堂森 芳夫
- 谷口弥三郎 長島 銀藏

○理事(小杉繁安君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れはないと認めます。なお本会議における委員長のお口頭報告につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(小杉繁安君) 御異議ないと認めます。

○理事(小杉繁安君) 次に検疫法案を議題といたします。御質疑をお願いいたします。御質疑はございませんか。

○藤森眞治君 大要をらんことを聞くようですが、現在船及び飛行場の検疫はどういうように行われておるのでありますか。実情をちよつとお話し願いたいと思います。

○政府委員(山口正義君) 現在検疫を実施いたしております港が全部で十七

カ所ございます。飛行場が二カ所でございます。昨年の二月までは検疫の実施を連合軍司令官が責任を持つてやつておつたのでございますが、昨年の二月から日本側に検疫の実施を任せられて、現在岩国の飛行場を除きましては、日本側の機関によつて検疫を実施いたしております。但し軍用艦船、軍機に対しては、極く一部を除きましては連合軍当局の責任において検疫を実施いたしております。船舶につきましては概略申し上げますと、外国から船舶が参りました場合には、指定いたしました検疫地、これはおおむね公海に設けてござりますが、検疫地から検疫官が参りまして、書類の検査或いは診察、場合によりましては船内の必要な検査をいたしまして、病毒検査、伝染病の病毒が持ち来たされぬべからぬといふときには許可証を与えて港に入れるといふことをいたしております。若しその際に伝染病に汚染しておる者或いは汚染した疑いのある者がござりました場合には、港に入れることをやめまして、一定の場所、大休患者は検疫所の中にごさいます検疫病院に収容いたします。それから病毒に接触した虞れのある者につきましては、検疫所の中にごさいます停留所と申しまして、一種の健康者を隔離するところでござりますが、そこに隔離をいたしまして、一定の期間観察をするという処置をとっております。検疫地に投錨しないで、航行中に船が非常に速度で落ちて、そうして検疫が舷側に沿うように運航いたしましたので、その間に繩梯子で上つてその中で検疫をし

て、運輸中に検疫を実施するというところをいたしております。航空機につきましては、到着いたしました航空機、これは専ら現在羽田で実施いたしておりますが、航空機が飛行場内の一定の場所に到着いたしますと、直ちに検疫官が乗り込んで参りまして、書類の検査、或いは一般の健康状態の検査をいたしまして、病毒が侵入される心配がない、いふときは許可証を与えて乗客を降すと、いふ処置をとっております。極く概略でございますが、現在実施いたしております検疫の状態について説明いたしました。

○藤森眞治君 最近の検疫で何か特殊の疾病が発見されたとか伝染病等が入つて来る傾向があつたとか、そういうふうな事例が少々ございませうか。

○政府委員(山口正義君) 検疫の際に発見された伝染病の数は、現在までのところ終戦直後コレラ、痘瘡、発疹チフスなどが非常に流行いたしましたときは別といたしまして、昭和二十三年、二十四年、二十五年の実績から見ますと、昭和二十三年には発疹チフスに汚染された船を一隻発見しております。二十四年には痘瘡に汚染された船を一隻発見しております。二十五年には発疹チフス一隻、痘瘡一隻、そういうふうな状態でございます。

○藤森眞治君 それでその中に患者はありましたでしょうか。ございましたらどのくらい数がございましたか。

○政府委員(山口正義君) おの／＼につきまして患者は一名ずつでございます。

○有馬英二君 今まで外国の飛行機から余り話を聞いておりませんがこの際内国の飛行機もだん／＼できるように

なるそうでござりますが、主として外国から来た飛行機で何か検疫して特殊の疾病が発見されたものでございませうか。そういう事例がありましたでしょうか。

○政府委員(山口正義君) 先ほどから申し上げましたように、只今の航空検疫は専ら羽田で実施いたしておりますが、私も検疫を実施いたしましたことになりましてから、まだ一名も伝染病の患者は発見されておられません。

○井上なつゑ君 ちよつとこの法律を實施なさいますのに対して検疫所の数を新しく殖やさなければならぬと書いてあります。どのくらいの施設をこれに要するものでございませうか。それから国の費用で賄うと書いてありますが、予算はどういうふうになつておりますか。若し検疫所をお作りになるについては、検疫所に働く人のやはり準備も要するではないと思ひます。そういうふうなことはどういふふうになつておるのでございませうか。

○政府委員(山口正義君) 現在検疫所を設置、つまり検疫を実施いたします港は、現在の状態におきましては連合軍司令官の指定した港に於いてだけ検疫を実施することになつております。その制限がとれました際におきましては、日本側において必要と認める場所を設け、検疫所を設置するということになります。その検疫を実施いたします港につきましては御審議を願つておりますが、その御審議を願つておきますと、この御審議を願つておきますことになつております。検疫所を設置いたします場合には、地方自治法に基づきまして国会の承認を求めることになつております。施設の内容でございますが、これは検疫所の

出入船舶の数によりまして、現在あらゆる種類の施設を持つた検疫所と、そのうちの一部分だけの施設を持つた検疫所と二通りございます。すべての施設を持つた検疫所と申しますのは、事務室は勿論でございますが、細菌検査室、病院、消毒室、それから病室に接触したと思われる者を停留いたしました隔離室といふようなものが必要でありませう。そういうのは全国主として五、六カ所配置して置けばいいのでございませうが、その他に事務所とそれから細菌検査施設程度を持つたというふうな比較的簡単な施設で、平生の検疫をやつて行く、この二通りのことが考えられるのであります。現在先ほど申し上げましたように全国で十七カ所の港で検疫を実施しております。それから一カ所の飛行場で検疫を実施しております。それに配置してございませう人員は六百三十四名でございます。一番大きなところで大体八十名から九十名、少いところで大体三十名程度でございます。現在は連合軍のほうからの勧奨によりまして検疫を実施しております。それに必要な予算は昭和二十六年度におきまして先般御可決いただきました一億八千万円でございます。

○藤森眞治君 この検疫法案とは直接の関係はないのですが、多少関連があるのについてお尋ね申したいのです。現在頼の密入国者が非常に多いといふことが一般にわかれておられます。殊に先般私は岡山県の愛生園の所長の西田博士に会つていろいろ意見を聞きまして、日本の頼を根本的に取締をし、又これを取締するにはこの密入国者を防がなければならぬ。又仮に密入

国者は防がなければならないものとして、密入

国者に対する何かの手当を打たないことには、どうしても類の本当の取締はできないということを非常に強調されたい。現在その方面について何か嚴重な取締と申しますか、そういうことは講ぜられておりましようか、如何でございませうか。

○政府委員(山口正義) この不法入国者の取締につきましては終戦直後連合軍当局からの指令が出ておりまして、それに基いてやつておりました。昨年七月十一日附で厚生事務次官、国警長官、海上保安庁長官の連名の通牒を出しまして、不法入国者に対してこれら発疹チブス、痘瘡、類の有無に重点を置いて検診を実施し、検診の結果、類のような者を発見いたしましたときには、類予防法に基いて処置する。こういうふうな通牒を出しておりました。只今御指摘のように類がしばしば発見されることがございますので、特に重点を置いて実施をいたしております。

○藤森眞治君 密入国者の類が発見されて、これは類の収容所に大体収容ができてございませうけれども、だん／＼殖えるような傾向があるというふうには承知いたしました。それが、それでこれは主として朝鮮のほうから来るのが一番多いと、こういうことではないかと。まあ朝鮮の帰属というものがまだはつきりいたしません、まあ外国人としての登録をすることになつております。そうすると密入国者ですから、無論登録をしていないということになつております。いわゆる外国人扱いをしなければならぬのですが、こういう者を日本の収容所にどん／＼入れるということにいたしますと、これは収容所を如何に大きくしても入れられないという点があるのですが、これは實際の問題としても解決しなければならぬ点があるのではないかと思いますが、そういう点につきまして何かお考えがございませうか。

○政府委員(山口正義) 只今藤森委員よりの御指摘の点御尤もございまして、終戦前は明治四十年に制定されました勅令によりまして、外国人の類患者の上陸を禁止するというものになつておりましたが、現在はその規定が廢止になつて、只今では先ほど申し上げましたような措置で一応検診をして、発見したときには類予防法に基いてやるということになつております。只今御指摘のようにだん／＼殖えるというふうな事態が起つて参りますれば、当然特別な措置を考へて行かなければならぬと存じております。

○理事(小杉繁安君) 御質問でございますか。

○井上なつゑ君 大体の質問も終つたようでございますから、質問はこれで打切つて、討論に移れることの動議を提出いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(小杉繁安君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれぞれ賛否を明らかにして御発言を願ひます。

○井上なつゑ君 討論を省略いたします。直ちに採決に入られんことの動議を提出いたします。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○理事(小杉繁安君) それではこれより採決に入ります。検査法案を原案通り可決することに賛成のかたは御起立

をお願ひいたします。

〔総員起立〕

○理事(小杉繁安君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますので、本案を可とされたかたは順次御署名を願ひたいと思ひます。

多数意見者署名

井上なつゑ 有馬 英二
中山 壽彦 石原幹市郎
河崎 ナツ 藤森 眞治
松原 一彦 堂森 芳夫
谷口弥三郎 長島 銀藏

○理事(小杉繁安君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れないと認めます。なお本会議における委員長のお頭報告については委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(小杉繁安君) 御異議ないと認めます。

○井上なつゑ君 只今の件は質疑を省略いたしました。直ちに承認せられるように委員長にお諮りあらんこととの動議を提出いたします。

○理事(小杉繁安君) それでは採決に入ります。地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検査所の支所及び出張所の設置に基き承認を求めるとの件を原案通り承認することに賛成のかたは御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○理事(小杉繁安君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り承認すべきものと決定いたしました。それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつて

○政府委員(平澤長吉君) 只今議題となりました検査所の支所及び出張所の設置に基き承認を求めるとの件について提案の理由を説明いたします。

現在横須賀港の検査は横浜検査所、大阪港の検査は神戸検査所、羽田飛行場の検査は東京検査所、呉港の検査は広島検査所、関門港の若松区の検査は門司検査所、四日市港の検査は名古屋検査所においてそれぞれ分室的事務所を設けてこれを実施中でありまして、この事務所を、先般改正になりました厚生省設置法第二十条第三項の規定により支所又は出張所にいたしましたので、業務の万全を期したいと存じます。第四項の規定によりまして国会の承認を求めためこれを提案いたしました次第であります。

何とぞ慎重御審議の上速かに承認されませうと御願ひいたします。

○理事(小杉繁安君) 御質疑を願ひいたします。

○井上なつゑ君 只今の件は質疑を省略いたしました。直ちに承認せられるように委員長にお諮りあらんこととの動議を提出いたします。

○理事(小杉繁安君) それでは採決に入ります。地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検査所の支所及び出張所の設置に基き承認を求めるとの件を原案通り承認することに賛成のかたは御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○理事(小杉繁安君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り承認すべきものと決定いたしました。それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつて

おりますから、本案を可とするかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

井上なつゑ 有馬 英二
中山 壽彦 石原幹市郎
河崎 ナツ 藤森 眞治
松原 一彦 堂森 芳夫
谷口弥三郎 長島 銀藏

○理事(小杉繁安君) 署名漏れはございませんか。署名漏れないと認めます。なお本会議における委員長のお頭報告については委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(小杉繁安君) 御異議ないと認めます。ちよつと速記をとめて下さ

午後十一時三十一分速記中止

午後零時十二分速記開始

○理事(小杉繁安君) 速記を始めて下さい。それでは今日はこれにて散会いたします。

午後零時十三分散会

出席者は左の通り

委員長 山下 義信君
理事 小杉 繁安君
井上なつゑ君
有馬 英二君
石原幹市郎君
中山 壽彦君
長島 銀藏君
堂森 芳夫君
河崎 ナツ君
常岡 一郎君
藤森 眞治君
谷口弥三郎君

政府委員 松原 一彦君
厚生政務次官 平澤 長吉君
厚生省公衆衛生局長 山口 正義君
厚生省業務局長 慶松 一郎君
事務局長
常任委員会専門員 草間 弘司君
常任委員会専門員 多田 仁巳君
法制局側

参事(第一部 中野 武夫君
第一課長)

五月二十四日日本委員会に左の事件を付託された。

一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めの件(予備審査のための付託は五月二十一日)

五月二十四日日本委員会に左の事件を付託された。

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に關する請願(第一八七二号)(第一九四〇号)(第一九六二号)
一、新医療法実施延期に關する請願(第一八七三号)
一、新医療法実施延期等に関する請願(第一八七四号)
一、結核患者に対する作業療法確立等の請願(第一八七六号)
一、国立療養所附費予算額等に関する請願(第一八七七号)
一、アフター・ケア施設確立に關する請願(第一八七八号)
一、医療分業反対に關する請願(第一八七九号)(第一八八〇号)(第一八八一号)(第一八八二号)(第一八八三号)(第一八八四号)(第一八八

五号)(第一八八六号)(第一八八七号)(第一八八八号)(第一八八九号)(第一九〇一号)(第一九〇二号)(第一九〇三号)(第一九〇四号)(第一九〇五号)(第一九〇六号)(第一九〇七号)(第一九〇八号)(第一九〇九号)(第一九一〇号)(第一九一一号)(第一九一二号)(第一九一三号)(第一九一四号)(第一九一五号)(第一九一六号)(第一九一七号)(第一九一八号)(第一九一九号)(第一九二〇号)(第一九二一号)(第一九二二号)(第一九二三号)(第一九二四号)(第一九二五号)(第一九二六号)(第一九二七号)(第一九二八号)(第一九二九号)(第一九三〇号)(第一九三一号)(第一九三二号)(第一九三三号)(第一九三四号)(第一九三五号)(第一九三六号)(第一九三七号)(第一九三八号)(第一九三九号)(第一九四〇号)(第一九四一号)(第一九四二号)(第一九四三号)(第一九四四号)(第一九四五号)(第一九四六号)(第一九四七号)(第一九四八号)(第一九四九号)(第一九五〇号)(第一九五一号)(第一九五二号)(第一九五三号)(第一九五四号)(第一九五五号)(第一九五六号)(第一九五七号)(第一九五八号)(第一九五九号)(第一九六〇号)(第一九六一号)(第一九六二号)(第一九六三号)(第一九六四号)(第一九六五号)(第一九六六号)(第一九六七号)(第一九六八号)(第一九六九号)(第一九七〇号)(第一九七一号)(第一九七二号)(第一九七三号)(第一九七四号)(第一九七五号)(第一九七六号)(第一九七七号)(第一九七八号)(第一九七九号)(第一九八〇号)(第一九八一号)(第一九八二号)(第一九八三号)(第一九八四号)(第一九八五号)(第一九八六号)(第一九八七号)(第一九八八号)(第一九八九号)(第一九九〇号)(第一九九一号)(第一九九二号)(第一九九三号)(第一九九四号)(第一九九五号)(第一九九六号)(第一九九七号)(第一九九八号)(第一九九九号)(第二〇〇〇号)(第二〇〇〇一号)(第二〇〇〇二号)(第二〇〇〇三号)(第二〇〇〇四号)(第二〇〇〇五号)

一、医療分業制度確立に關する請願(第一八九〇号)(第一八九一号)
一、新医療法実施延期に關する請願(第一八九二号)(第一八九三号)
一、新医療法実施延期等に関する請願(第一八九四号)
一、結核患者に対する作業療法確立等の請願(第一八九六号)
一、国立療養所附費予算額等に関する請願(第一八九七号)
一、アフター・ケア施設確立に關する請願(第一八九八号)
一、医療分業反対に關する陳情(第一九二七号)

一、戦争犠牲者遺族の援護強化に關する請願(第一九四〇号)(第一九六二号)
一、新医療法実施延期に關する請願(第一八七三号)
一、新医療法実施延期等に関する請願(第一八七四号)
一、結核患者に対する作業療法確立等の請願(第一八七六号)
一、国立療養所附費予算額等に関する請願(第一八七七号)
一、アフター・ケア施設確立に關する請願(第一八七八号)
一、医療分業反対に關する請願(第一八七九号)(第一八八〇号)(第一八八一号)(第一八八二号)(第一八八三号)(第一八八四号)(第一八八

戦争犠牲者遺族の援護強化に關する請願(八通)
請願者 長野県諏訪市西大手町 七四九 篠原今右門 外二十五万一千七十七名

紹介議員 長島 銀藏君
今次の戦争において最大の犠牲者となつた全国八百万の遺族の中多くの者が終戦後五箇年を経過した今日なお社会的冷遇のまま放置されているのは、大きな社会問題であるから、戦争犠牲者遺族に物心両面の援助を与えるため、(一)遺族に対して弔慰金を支給すること、(二)戦死者に対する葬儀その他の行事を一般人民同様に取扱うこと、(三)遺族中の困窮者を援護すること、(四)遺族の子女育英に特別の考慮を払うこと等の援護策を強化せられたいとの請願。

第一九四〇号 昭和二十六年五月十六日受理
戦争犠牲者遺族の援護強化に關する請願(二通)
請願者 静岡県庵原郡袖師町嶺 静岡果庵原郡遺族会連 合支部内 石ヶ谷三平 外七千七百七十名
紹介議員 長島 銀藏君

戦争犠牲者遺族に対する援護については、依然として一部施策が申訳的に実施されたのみで、遺族の死活に關する重要問題は何等解決されていないから、(一)老人および未亡人の生活難救済を徹底すること、(二)遺族年金を支給すること、(三)遺児の能力に応じ教育費の国庫負担または補助すること等の施策を実現せられたいとの請願。

第一九六二号 昭和二十六年五月十七日受理
戦争犠牲者遺族の援護強化に關する請願
請願者 和歌山市湊北町二ノ二 小島正幸外三万七千四百八十八名

紹介議員 徳川 頼貞君
この請願の趣旨は、第一八七二号と同じである。

第一八七三号 昭和二十六年五月十四日受理
新医療法実施延期に關する請願
請願者 北海道檜山郡江差町檜山郡医師会長 今川六郎外二十七名
紹介議員 有馬 英二君
新医療法による規格病院施設の強要および四十八時間入院制限制度は、ともに現下の国状に添わないばかりか、わが国社会医療に一大支障を来たすものであるから、同法を改正し、二十床以下の中小病院を認めるか、又は猶予期間の延長によつて日本の社会的状態に伴う適正なる制度を設けられたいとの請願。

第一八七四号 昭和二十六年五月十四日受理
新医療法実施延期等に関する請願
請願者 札幌市南一条西一九北 海道医師連盟内 松本 剛太郎
紹介議員 有馬 英二君
新医療法による規格病院施設の強要および四十八時間入院制限制度は、医療に大なる障害を与えるものであるから、医療法第七十九條第三項、第四項

および同法第十三條の実施期の大巾なる延期と医療施設の改善資金融通のため、医療金融公庫の立法化を図られたいとの請願。

第一八七六号 昭和二十六年五月十四日受理
結核患者に対する作業療法確立等の請願
請願者 栃木県河内郡城山村駒生中丸国立療養所梅花寮内 滝山邦夫外二百二名
紹介議員 松原 一彦君
作業療法は、結核の治療過程において重要な地位を占めているが、わが国の現状は、作業療法必要患者は全患者の三十パーセントを占めているに對し、作業療法を受けている患者は僅かに七パーセントに過ぎない、実状であるから、結核治療の万全を期するため、作業療法施設の拡充強化および同療法に關する予算の増額等必要な措置を講ぜられたいとの請願。

第一八七七号 昭和二十六年五月十四日受理
国立療養所附費予算増額等に関する請願
請願者 栃木県河内郡城山村駒生中丸国立療養所梅花寮内 滝山邦夫外二百二名
紹介議員 松原 一彦君
国立療養所附費増額については、第八国会に請願し五月一日採択をみたのであるが、今日まで何等の行政措置もなされていないのは遺憾であるから、(一)国立療養所の増額、(二)炊事給食施

第一八七四号 昭和二十六年五月十四日受理
新医療法実施延期等に関する請願
請願者 札幌市南一条西一九北 海道医師連盟内 松本 剛太郎
紹介議員 有馬 英二君
新医療法による規格病院施設の強要および四十八時間入院制限制度は、医療に大なる障害を与えるものであるから、医療法第七十九條第三項、第四項

設、食器消毒施設の完備、(三)副食の特別調理、(四)患者用、職員用の調理設備の分離等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一八七八号 昭和二十六年五月十日受理
アプタ・ケア施設確立に関する請願
請願者 栃木県河内郡城山村駒生中九国立療養所極花寮内 滝山邦夫外二百一名

紹介議員 松原 一彦君
結核回復者に絶対不可欠の後保護施設を持たないわが国においては、軽快後直ちに深刻な生活苦の社会に出て苦悶しなければならぬ結果、充分な自宅療養ができないばかりか、生活のために過労となり再発または悪化して折角の療養を無にしている実情であるから、わが国結核対策上療養施設の増加とベットの短期回転の施策と併せて後保護即ちアプタ・ケア施設の設置を促進せられたいとの請願。

第一八七九号 昭和二十六年五月十日受理
医薬分業反対に関する請願
請願者 兵庫県芦屋市松ノ内町九二芦屋市医師会長 前川昌三

紹介議員 小野 義夫君
薬は薬剤師からのみ賣わなければならないとする医薬分業制度は、治療上の不便と医療費の増大をきたす結果となるから、最も民主的な現在の任意分業制度を存続せられたいとの請願。

第一八八〇号 昭和二十六年五月十日

四日受理
医薬分業反対に関する請願
請願者 仙台市片平丁大町頭二 仙台市医師会長 松川 金七

紹介議員 愛知 揆一君 高橋進 太郎君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一八八一号 昭和二十六年五月十日受理
医薬分業反対に関する請願
請願者 高知市本町二二五高知市医師会長 徳橋豊信

紹介議員 入交 太蔵君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一八八二号 昭和二十六年五月十日受理
医薬分業反対に関する請願
請願者 三重県河芸郡上野村大字上野一六〇六河芸郡医師会長 長尾周平

紹介議員 木村 守江君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一八八三号 昭和二十六年五月十日受理
医薬分業反対に関する請願
請願者 福島県岩瀬郡須賀川町大字須賀川字川岸岩瀬郡医師会長 菊地源造 外五名

紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一八八四号 昭和二十六年五月十日受理
医薬分業反対に関する請願(二通)
請願者 宮崎県延岡市新町一六 延岡市医師会長 甲斐 幹文外一名

紹介議員 平沼彌太郎君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一八八五号 昭和二十六年五月十日受理
医薬分業反対に関する請願(二通)
請願者 群馬県碓氷郡里見村碓氷郡医師会長 土岐正 外一名

紹介議員 鈴木 張平君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一八八六号 昭和二十六年五月十日受理
医薬分業反対に関する請願(三通)
請願者 岐阜県海津郡高須町海津郡医師会長 岡田忠 明外四十八名

紹介議員 野田 卯一君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一八八七号 昭和二十六年五月十日受理
医薬分業反対に関する請願(三通)
請願者 三重県松阪市大字本町二、二六八松阪市医師会長 愛川東平外二名

紹介議員 堀本 鎌三君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一八八八号 昭和二十六年五月十日受理
医薬分業反対に関する請願(四通)
請願者 群馬県桐生市宮本町一、二六六桐生市医師会長 矢島信次外三名

紹介議員 谷口弥三郎君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一八八九号 昭和二十六年五月十日受理
医薬分業反対に関する請願(七通)
請願者 北海道岩見沢市三条西六ノ七岩見沢市医師会長 菅野常一郎外六名

紹介議員 有馬 英二君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一九〇一号 昭和二十六年五月十日受理
医薬分業反対に関する請願
請願者 茨城県土浦市内西町一 一土浦市医師会長 鈴木 木義一

紹介議員 菊田 七平君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一九〇三号 昭和二十六年五月十日受理
医薬分業反対に関する請願
請願者 長崎県横津町五五長崎県医師会長 高尾克己

紹介議員 藤野 繁雄君 秋山俊一郎君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一九一二号 昭和二十六年五月十日受理
医薬分業反対に関する請願
請願者 福岡県久留米市医師会長 楠正人外一名

紹介議員 園 伊能君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一九三七号 昭和二十六年五月十日受理
医薬分業反対に関する請願
請願者 広島県尾道市土堂町一 六八尾道市医師会長 大森義彦

紹介議員 小林 政夫君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一九四四号 昭和二十六年五月十日受理
医薬分業反対に関する請願
請願者 三重県桑名市桑名四〇 九桑名市医師会長 竹 村榮太

紹介議員 木村 守江君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一九四五号 昭和二十六年五月十日受理
医薬分業反対に関する請願
請願者 福岡市渡辺通り三福岡県医師会長 渡辺信吉 外一名

紹介議員 大屋 晋三君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一九五九号 昭和二十六年五月十七日受理
医業分業反対に関する請願

請願者 福岡県宗像郡神興村 一、七五〇ノ二宗像郡 医師会長 安永桂外一名

紹介議員 吉田 法晴君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一九六〇号 昭和二十六年五月十七日受理
医業分業反対に関する請願（七通）

請願者 大分市荷揚町八分県 医師会長 膳所正威外六名

紹介議員 岩男 仁藏君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一九六八号 昭和二十六年五月十八日受理
医業分業反対に関する請願

請願者 鹿児島県市武町五〇六 鹿兒島県医師会長 田平榮造

紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一九八五号 昭和二十六年五月十八日受理
医業分業反対に関する請願

請願者 三重県志摩郡鳥羽町大字鳥羽一、五〇三号志摩郡医師会長 釜谷俊郎

紹介議員 前田 謙君

この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第二〇〇二号 昭和二十六年五月十八日受理
医業分業反対に関する請願

請願者 福島県平市大町二五福 島根石城医師会長 内木宗八

紹介議員 木村 守江君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第二〇〇三号 昭和二十六年五月十八日受理
医業分業反対に関する請願（二通）

請願者 山口県防府市三田尻村 五ノ八山口県医師会長 熊谷蔵之允外一名

紹介議員 中川 以良君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第二〇〇四号 昭和二十六年五月十八日受理
医業分業反対に関する請願

請願者 山口県厚狭郡厚狭町医師会長 原口光雄

紹介議員 重宗 雄三君
この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第二〇〇五号 昭和二十六年五月十八日受理
医業分業反対に関する請願

請願者 広島県呉市本通十丁目 社団法人呉市医師会長 南義雄外二百三名

紹介議員 仁田 竹一君 小林

この請願の趣旨は、第一八七九号と同じである。

第一八九〇号 昭和二十六年五月十四日受理
医業分業制度確立に関する請願

請願者 埼玉県浦和市仲町一ノ二 埼玉県薬剤師協会 内 壹井小八郎

紹介議員 上原 正吉君
医業分業に關しては、厚生省に設置された調査機関が半歳にわたる調査研究の結果医業分業を実施すべきであると意見が一致し、政府は、これに基づいて薬事法、医師法および歯科医師法の改正案を国会に提出した。一方従来任意分業という言葉で現状維持を主張していた医師会側も法律改正による医業分業に同意しているから、關係三法律改正案の国会通過を促進して医業分業制度を確立せられたらとの請願。

第一八九一号 昭和二十六年五月十四日受理
医業分業制度確立に関する請願

請願者 山形市下條町一、〇一 二天臺高等学校内 大藥亭外四百四十四名

紹介議員 小杉 繁安君
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第一八九二号 昭和二十六年五月十四日受理
医業分業制度確立に関する請願（十四通）

請願者 東京都台東区浅草揚屋 町一八 斎藤豊重外二十名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第一九一〇号 昭和二十六年五月十五日受理
医業分業制度確立に関する請願

請願者 千葉市吾妻町二ノ一三 四千葉商工会議所理事 小池敏三郎外十名

紹介議員 山崎 恒君
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第一九一一号 昭和二十六年五月十五日受理
医業分業制度確立に関する請願（三十通）

請願者 佐賀市神野町二四五 飯盛平外三十二名

紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第一九一九号 昭和二十六年五月十五日受理
医業分業制度確立に関する請願（八百三十六通）

請願者 大阪府北区中崎町六八 出宮光三郎外八百三十三名

紹介議員 村尾 重雄君
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第一九二九号 昭和二十六年五月十五日受理
医業分業制度確立に関する請願（十五通）

請願者 千葉県茂原町高師八七 六 吉野正一外十四名

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第一九三三三号 昭和二十六年五月十六日受理
医業分業制度確立に関する請願（三十通）

請願者 北海道帯広市西二条南 九株式会社ホシ伊藤商店社長 伊藤経作外三十名

紹介議員 松浦 定義君
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第一九三六号 昭和二十六年五月十六日受理
医業分業制度確立に関する請願

請願者 奈良県大和高田市一七 二五ノ一 米田清太郎

紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第一九四六号 昭和二十六年五月十七日受理
医業分業制度確立に関する請願（七十四通）

請願者 京都市左京区吉田町本町五 石黒武雄氏外七十三名

紹介議員 大野木秀次郎君 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第一九四七号 昭和二十六年五月十七日受理

医薬分業制度確立に関する請願（二五通）

請願者 高知市桜馬場町一二二 川村博将外二十四名

紹介議員 入交 太蔵君

この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第一九四八号 昭和二十六年五月十七日受理

医薬分業制度確立に関する請願（十八通）

請願者 福島市豊田町三福島 薬劑師協会福島支部内 小野正雄外六十六名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第一九六一号 昭和二十六年五月十七日受理

医薬分業制度確立に関する請願

請願者 愛媛県松山市湊町三ノ 二八愛媛果薬劑師協会 内 高木知雄外六十一名

紹介議員 三橋八次郎君

この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第一九六五号 昭和二十六年五月十八日受理

医薬分業制度確立に関する請願（二五通）

請願者 鹿児島市鷹師町一〇八

鹿児島県薬劑師協会内 北島休次郎外二十名

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第一九八四号 昭和二十六年五月十八日受理

医薬分業制度確立に関する請願（三六通）

請願者 三重県四日市市大字日 永 岡本善衛外三十五名

紹介議員 高木 正夫君

この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第一九九四号 昭和二十六年五月十八日受理

医薬分業制度確立に関する請願（四七通）

請願者 熊本市大江町九品寺六一 熊本製糸株式会社 内 美川義三郎外三百四十四名

紹介議員 深水 六郎君 城 義 臣君 鈴木 直人君 田方 進君

この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第一九九五号 昭和二十六年五月十八日受理

医薬分業制度確立に関する請願（二五通）

請願者 秋田市中長町二二 鈴木 秋子外一名 行 毅君

紹介議員 鈴木 安孝君 長谷山 行毅君

この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第一九九六号 昭和二十六年五月十八日受理

医薬分業制度確立に関する請願

請願者 熊本市役所内 高耕将 司外八十五名

紹介議員 内村 清次君

この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第一九九七号 昭和二十六年五月十八日受理

医薬分業制度確立に関する請願

請願者 熊本市古坂町二ノ六 岡本亮介外九十五名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第一九九八号 昭和二十六年五月十八日受理

医薬分業制度確立に関する請願（二七通）

請願者 長崎県佐世保市金比良 町二八一 中島敬太外 二十六名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第一九九九号 昭和二十六年五月十八日受理

医薬分業制度確立に関する請願（三三通）

請願者 愛知県知多郡大高町字 鶴田一六〇 山口紹一 外二名

紹介議員 山田 佐二君

この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第二〇〇〇号 昭和二十六年五月十八日受理

医薬分業制度確立に関する請願（三三通）

請願者 長崎県大村市古町六八 一 平尾みち子外三十名

紹介議員 秋山俊一郎君

この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第二〇〇一号 昭和二十六年五月十八日受理

医薬分業制度確立に関する請願（百四十六通）

請願者 名古屋市中村区向島町 四ノ一八 安井治郎助 外百四十五名

紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第二〇〇六号 昭和二十六年五月十八日受理

医薬分業制度確立に関する請願

請願者 青森県東津軽郡野内村 浅虫六五青森果薬劑師 協会内 山本忠雄外四十九名

紹介議員 佐藤 尙武君 工藤 鐵男君

この請願の趣旨は、第一八九〇号と同じである。

第一八九七号 昭和二十六年五月十四日受理

児童福祉法による措置費国庫補助復元の請願（二五通）

請願者 山口市役所内山口景児

児童福祉法による児童措置費は、国および地方公共団体の負担区分を明確にする補助金制度によつてその目的達成を図つてきたが、今回政府においては画一にこの補助金を平衡交付金制度に切り換へたため、児童福祉事業の停滞頓座が予想されているから、従来通り児童福祉法の国庫補助金制度を復活せられたらとの請願。

紹介議員 重宗 雄三君 省吾外一名

第一八九八号 昭和二十六年五月十四日受理

牛乳殺菌設備改善に低利資金融資等の請願

請願者 栃木県塩谷郡北高根沢 村大字上高根沢二、三 九三 阿久津武義外四名

紹介議員 植竹 春彦君 大島 定吉君

牛乳搾取販売業者に対し、今回殺菌設備改善の通達が出されているが、同設備の改善には多額の資金を必要とし、中小牛乳搾取販売業者の経済力では、速時断行が不可能であるから、同改善費に対し、低利資金の融通あるいは改善期限の延長等特別に考慮せられたいとの請願。

第一九二八号 昭和二十六年五月十六日受理

社会福祉事業法施行に伴う義務的経費の財源措置の請願

請願者 宮城県知事 佐々木寿 治外六名

紹介議員 愛知 揆一君

今国会において制定された社会福祉事業法の施行は、シャープ勧告および地方財政法の趣旨に反し、すでに危機にひんしている地方財政を更に圧迫する結果となることが予想されるから、右経費の負担について必要な財源措置を講ぜられたいとの請願。

第一九五三号 昭和二十六年五月十七日受理

大麻栽培許可に関する請願

請願者 福岡県八女郡豊岡村長

徳永武雄外九名

紹介議員 團 伊能君

最近における経済界の変動は、とくに農村に多大の影響を与え、農民は窮迫の一途をたどりつつある、ことに福岡県の最南端に位する豊岡村地方は山間地帯の純農村であるためその影響は極めてじん大であるから、これら農民救済のため当地の気候風土に最も適した大麻の栽培を許可せられたいとの請願。

第四二六号 昭和二十六年五月十八日受理

医薬分業反対に関する陳情

陳情者 兵庫県津名郡室津村津名郡医師会長 浜野賢一郎

薬は薬剤師からのみ貰わなければならぬとする今回の医薬分業制度は、治療上の不便と医療費の増大をきたす結果となるから、最も民主的な現在の任意分業を存続せられたいとの陳情。

第四二七号 昭和二十六年五月十八日受理

医薬分業制度確立に関する陳情 (十二)

陳情者 東京都世田谷区世田谷二ノ一、四四九 吉田輝雄外三十一名

医薬分業に関しては、米国薬事視察団の勧告によつて、厚生省に設置された調査機関が半歳にわたる調査研究の結果医薬分業を実施すべきであると意見が一致し、政府は、これに基いて薬事法、医師法および歯科医師法の改正案を国会に提出した。一方従来任意分業という言葉が現状維持を主張していた医師会側も法律改正による医薬分業に同意しているから、関係三法律改正案の国会通過を促進して医薬分業制度を確立せられたいとの陳情。

昭和二十六年六月四日印刷

昭和二十六年六月五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷庁